

独立行政法人情報処理推進機構会計規程

制定 平成16年 1 月 5 日 2003情総第 9 号

最終改正 令和 7 年 7 月24日 2025情経企第84号 一部改正

第 5 章 契約

(予定価格の設定)

第 2 9 条 機構は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、予定価格が 1 0 0 万円を超えないもの又は契約の性質上予定価格を設ける必要がないと認めるものについて随意契約による場合は、予定価格の設定を省略することができる。

(一般競争契約)

第 3 0 条 機構は、売買、貸借、委託、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第 3 3 条に定めるところにより指名競争契約又は随意契約の方法による場合を除き、一般に公告して競争に付さなければならない。

(指名競争契約の要件)

第 3 1 条 機構は、次の各号の一に掲げる場合においては指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で一般競争に付する必要があるとき。
- 二 一般競争に付することが不利であると認められるとき。
- 三 前 2 号に規定するもののほか、別に定めるとき。

(落札者の決定)

第 3 2 条 機構は、前 2 条の規定により競争入札に付したときは、当該契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で購入等にあつては最低の価格、売却等にあつては最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、

別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（随意契約の要件）

第33条 機構は、次の各号の一に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければその目的が達せられないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき。
- 三 競争に付することが不利であると認められるとき。
- 四 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。
- 五 前各号に定めるもののほか、別に定めるとき。

（見積書）

第34条 随意契約による場合には、原則として、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- 2 契約金額が1万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

（保証金）

第35条 機構は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を収めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（契約書の作成）

第36条 機構は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める軽易な事項については、契約書の作成を省略し、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

（監督及び検査）

第37条 機構は、契約を締結した場合においては、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 機構は、別に定めるところにより、契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うその既済部分又は既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 5 日から実施する。

附 則（平成 17 年 4 月 13 日 2005 情総第 4 号・一部改正）

この規程は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成 17 年 4 月 13 日）から実施する。

附 則（平成 17 年 8 月 31 日 2005 情総第 62 号・一部改正）

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 2 月 9 日 2008 情総第 129 号・一部改正）

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 31 日 2011 情総第 122 号・一部改正）

この規程は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 2012 情総第 125 号・一部改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 3 号・一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日 2016 情総第 74 号・一部改正）

この規程は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 161 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日 2020 情総第 90 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日 2020 情総第 1066 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 7 日 2021 情総第 441 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和３年１２月１３日から施行する。
- 2 第４４条第３項の規定は、令和３年４月１日以降に取得する減価償却資産に適用するものとする。

附 則（令和７年３月２７日 2024 情総企第 1192 号・一部改正）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年７月２４日 2025 情経企第 84 号・一部改正）
この規程は、令和７年８月４日から施行する。